

令和6年度第3回(R6.7.24)
大阪府建設事業評価審議会

大阪モルール延伸事業

(門真市新橋町～東大阪市若江西新町)

(門真市・大阪市・大東市・東大阪市)

【再々評価】

((事業計画の大幅な変更) ※事業費の3割以上)

1. 公共工事設計労務単価と賃金の乖離

2. 今後の事業進捗見込み

1. 公共工事設計労務単価と賃金の乖離

■ 公共工事設計労務単価（公共事業労務費調査）

・国土交通省及び農林水産省では、毎年、**公共工事に従事する労働者の賃金を職種ごとに調査し**、その調査結果に基づいて**公共工事の積算に用いる「公共工事設計労務単価」**を決定。 **※積算上の設定値**

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値（所定内労働時間8時間）として労務単価を設定
⇒ 例えば、**日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念**。法定福利費（個人負担分）も全額反映
- 労務単価には、事業主が負担すべき必要経費（法定福利費、安全管理費等）は含まれていない

■ 賃金（毎月勤労統計調査）

・厚生労働省では、毎月、**日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者5人以上の事業所**を対象に、**賃金、労働時間及び雇用の変動**を調査。 **※支払われた給与の実績値**

- 名目賃金は、調査から推計した「現金給与額の支払総額」を調査から推計した「常用労働者の総数」で除して算出

公共工事設計労務単価と 雇用に伴う必要経費

※国土交通省公表資料より引用

労働者本人が受け取るべき賃金（≒労務単価）

法定 福利費 (個人負担分) 15~16%	基本給相当額 (日額相当)	基準内手当 (日額相当)	臨時の給 与の日額 換算 (賞与等)	実物 給与 (食事等)	含まれ ない 手当等 (超過勤 務手当 等)
--------------------------------	------------------	-----------------	-----------------------------	-------------------	---------------------------------------

この他に事業主が支払う人件費（必要経費）

法定 福利費 (事業主負担分) 約15~16%	労務 管理 費等	現場作業に かかる経費 (安全管理費等)
----------------------------------	----------------	----------------------------

名目賃金

※厚生労働省公表資料より引用

名目賃金の実額

名目賃金（一人平均月間現金給与額）

$$= \frac{\text{現金給与額の支払総額（推計値）}}{\text{常用労働者の総数（推計値）}}$$

名目賃金指数

$$\text{各月の名目賃金指数} = \frac{\text{各月の名目賃金の実額}}{\text{基準数値}} \times 100$$

※基準年の指数が100となるように基準数値を設定している

名目賃金の伸び率（前年同月比）

各月の名目賃金の伸び率(%)

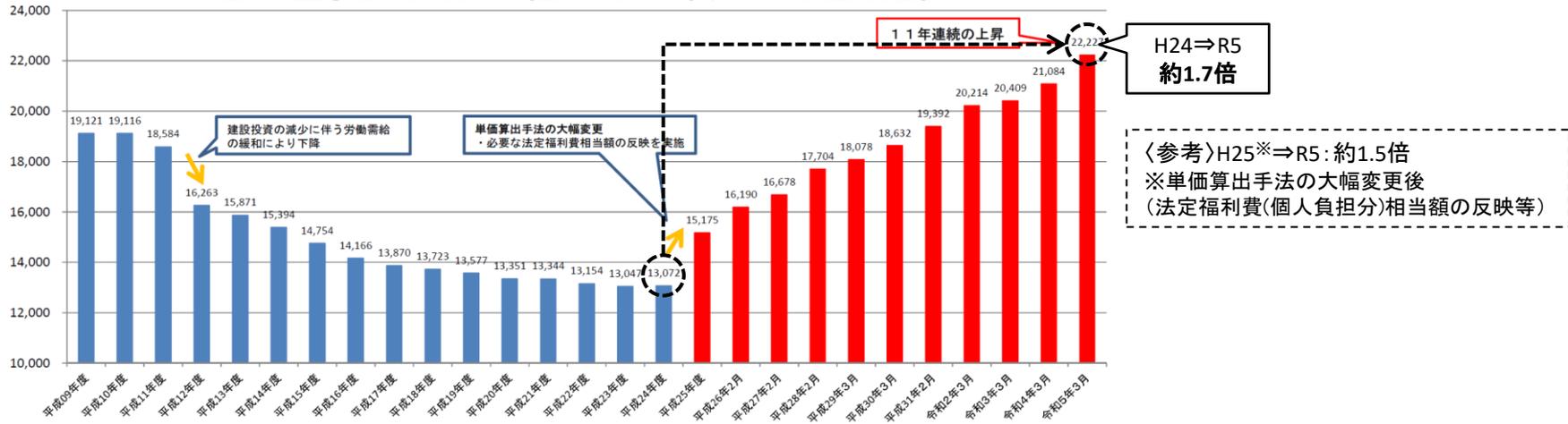
$$= \left(\frac{\text{各月の名目賃金指数}}{\text{前年同月の名目賃金指数}} - 1 \right) \times 100$$

1. 公共工事設計労務単価と賃金の乖離

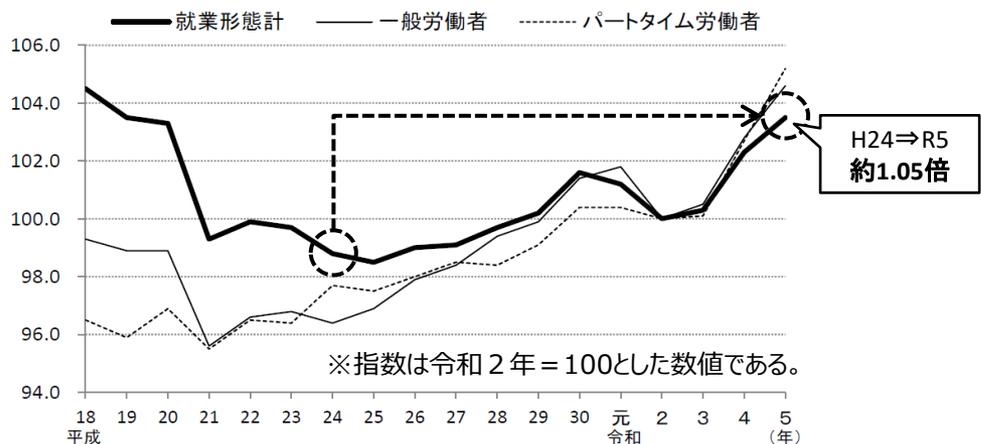
・国土交通省の決定する公共工事設計労務単価の推移と、厚生労働省の調査による名目賃金(現金給与額)の推移を比較すると、両者の伸び率に乖離があることが分かる。

- R5公共工事設計労務単価：全国全職種平均 **約1.7倍**
- R5名目賃金(現金給与額)：調査産業計 **約1.05倍**、建設業 **約1.2倍** ※いずれもH24比

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移 ※国土交通省公表資料を一部加工



現金給与総額指数 (調査産業計) ※厚生労働省公表資料を一部加工



月間現金給与額 ※厚生労働省公表資料を一部加工

産 業	現金給与総額		きま	前年度比	する
	円	%			
調査産業計	313,695	-0.7	26		
鉱業、採石業等	368,070	-4.2	30		
建設業	365,505	-1.7	31		

産 業	現金給与総額		前年度比
	円	%	
就業形態計			
調査産業計	332,533	1.3	
鉱業、採石業等	410,914	-7.8	
建設業	433,106	0.1	

建設業 H24⇒R5 約1.2倍

1. 公共工事設計労務単価と賃金の乖離

- ・国土交通省資料によると、公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられている可能性が指摘されている。
- ・府としては、国の通知に基づき、対象の案件においては、**労務単価の引上げに伴う契約変更等を適切に実施**するとともに、工事受注者に対して、**必要な法定福利相当額を適切に含んだ額による下請契約の締結及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い**がなされるよう求めており、引き続き、適切に対応していく。

建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

国土交通省 ※国土交通省公表資料より引用

現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
 - ・**建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない**
(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)
- ※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、**技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられている**との指摘がある。

対策

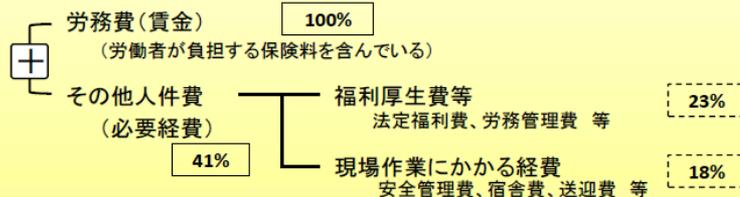
公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、**公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。**

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100 (25,400)	12,600 (17,700)
□□県	19,200 (27,000)	12,800 (18,000)

〔 上段 : 公共工事設計労務単価
下段 : 公共工事設計労務単価 + 必要経費 〕

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



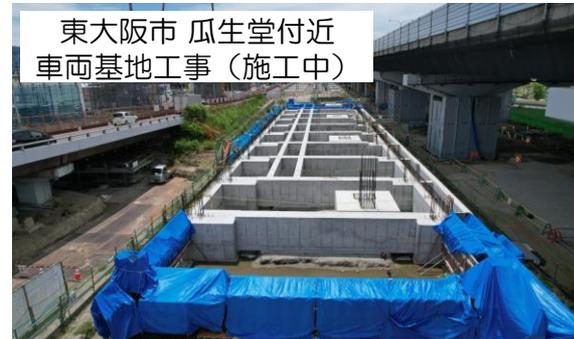
(注1) 数値は、全国調査を基に試算した参考値
(注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

2. 今後の事業進捗見込み



【現場の施工状況（R6.7月時点）】

- ・延伸区間の全線にわたり、順次、支柱建設工事等を実施中。（一部工区では、(主)大阪中央環状線の大規模な交通規制を実施中）
- ・今後は、駅舎建設工事や、支柱完成箇所軌道桁架設が本格化。



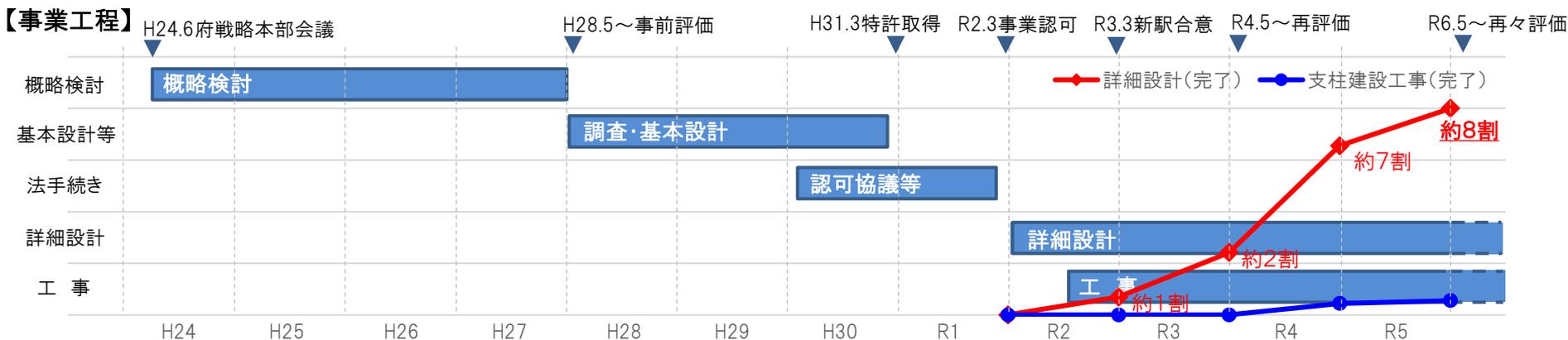
2. 今後の事業進捗見込み

【事業進捗状況 (R6.7月時点)】

・詳細設計は約8割が完了済（一般部：18件／21件、駅舎：4件／8件）

※未完了の詳細設計においても、大幅な設計変更の生じ得る部分(基礎等)については検討を終えている

・支柱建設工事は約6割が発注済（5.4km／9km）※一部工区ではすでに建設が完了



- これまで詳細設計を進めてきた中で判明した設計変更内容について、今般の事業費見直しに反映したことから、今後、設計変更による大幅なコスト増加が生じる可能性は低いと考えられる。
- 引き続き、物価の動向を確認し、物価上昇が事業進捗へ与える影響を把握するとともに、工事施工の段階における増額の可能性等をいち早く把握し、事業リスクに的確に対応するなど、適切な事業進捗に向けた取組を強化し、進捗管理を徹底していく。

【今後のコスト増加リスク】※可能性の一つとして例示

- 昨今の急激な物価高騰が今後も長期にわたって継続
- 地中に事前調査で確認できなかった埋設物等が存在
- 掘削した土砂から想定外の自然由来汚染などが確認
- 警察・地元等の要請により、交通規制範囲や時間帯が変更となり、施工効率が低下 等